

# 調査実施者 追加説明資料

(第116回人口・社会統計部会の審議において  
整理、報告等が求められた事項等に対する回答)

## <御指摘事項①>

追加案の「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」について、以下の指摘も踏まえて表現ぶり等について検討する必要がある。

- ・ 「慢性的な病気や健康問題」という表現だと、糖尿病や腰痛などを発想する方が多いと思われる。障害を持ちつつも、そういった慢性的な病気がない人が、自分は該当しないと判断してしまい、調査結果から漏れる可能性があると思う。欧州統計局のように把握したいのであれば、漏れの無いように表現を工夫すべきである。
- ・ 通常の活動が一人では行えないという状態が6か月以上継続していない方は、どういふ方なのかなど、少し事例を考えた上で、報告者の正確な回答を誘導できるよう、もう少し工夫・検討してみたい。
- ・ 欧州統計局のガイドラインでは、身体的障害だけでなく、知的障害者も含まれているようなので、その点も踏まえて表現振りを検討してほしい。

### 1 この設問を設ける背景及びねらい

社会生活基本調査における当該設問の導入に関しては、「第Ⅲ期基本計画」や「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」（インクルーシブ雇用議連）の提言を踏まえ、必要な統計データの整備等のため、令和元年に内閣府の調査研究事業が行われた。その中で、我が国の統計調査に導入可能な障害者を捉える設問を検討するための試行的な調査（以下「プレ調査」という。）が実施され、その結果、ワシントングループ又は欧州統計局の設問のいずれかを基礎として検討する方向性が示された。

以上のような経緯を受けて、生活時間を調査する社会生活基本調査では、調査の特性を踏まえて、欧州統計局の「EU統一生活時間調査（HETUS）2018ガイドライン」（別添1。以下「ガイドライン」という。）の定義及び設問形式を採用することとし、「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」を導入する当初案をお示しした。これにより、障害も含めた長期的な健康問題を抱えておられる方などを広く捉え、そういった方とそれ以外の方の生活時間の違い等を把握することができるということをねらいとしていたところである。

### 2 ガイドライン上の取扱い

ガイドラインの設問は、

- ① ふだんの健康状態
- ② 慢性的な病気や長期的な健康問題
- ③ 日常生活への支障の程度

が連続する項目として設けられている。ガイドラインには、これらの設問を調査事項として設ける際の以下の留意事項が定められている。

- ・ 3つの設問は、結果に影響を与える可能性があることから、上述の順序どおりに質問する必要があること。

- ・ 3つの設問は、先行する調査事項への回答内容によってフィルタリングを行うべきではないこと。
- ・ 設問の前や途中で他の健康関連の設問を含めてはならないこと。
- ・ 質問文において、健康問題の概念を具体的に示すこと又は病気若しくは慢性的な症状の具体例を示すことは避けるべきであること。
- ・ 質問文において、「病気」又は「健康問題」の同義語として、「障害」又は「ハンディキャップ」という用語を含めるべきではないこと。

また、「③ 日常生活への支障の程度」については、ガイドライン上、「日常生活への支障の有無」（質問1）及び「6か月以上継続しているか否か」（質問2）の2つの質問が設けられており、「日常生活に支障がある者」は、下表のとおり、この2つの質問を通して把握されるものとされている。

(参考)「日常生活に支障がある者」の対応関係 (ガイドライン (仮訳をもとに作成))

質問1 \ 質問2	6か月以上 継続している	継続していない	欠測
非常に支障がある	「非常に支障がある」	「支障はない」	不詳
ある程度支障がある	「ある程度支障がある」	「支障はない」	不詳
支障はない	「支障はない」	「支障はない」	「支障はない」
欠測	不詳	不詳	不詳

### 3 当初案の考え方

当初案の「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」は、調査票の設計上の都合等から、ガイドラインの整理を一部変更し、「慢性的な健康問題」及び「日常生活への支障の程度」を1つの設問にまとめたものとし、「慢性的な病気や健康問題」が「ない」と回答する者に対して「日常生活への支障の程度」を尋ねないものとすることにより、先行する「慢性的な病気や健康問題」についての回答内容によって一定のフィルタリングを行うものとしていたところである。

しかし、このようなフィルタリングが行われるものとする、障害を持ちつつも、糖尿病などの慢性的な病気がない（又は知的障害を持ちつつも身体的障害はない）人が、自分は該当しない（「日常生活への支障の程度」について回答する必要がない）と判断してしまうおそれがあることは、前回の第116回人口・社会統計部会（以下「部会」という。）における御指摘のとおりと考える。このように判断されてしまうことは、上述のねらいからも適切でないと考える。

### 4 修正案

#### (1) 設問の構成に係る修正

上記3で考察した内容を踏まえ、当初案の「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障

の程度」について、上記2で記載したガイドラインの留意事項に従い、先行する「慢性的な病気や健康問題」についての回答内容によってフィルタリングすることはせず、「慢性的な健康問題」と「日常生活への支障の程度」を別の設問として、「慢性的な病気や健康問題」の有無にかかわらず、「日常生活への支障の程度」を尋ねる設計とするよう見直すこととしたい（別添2）。これにより、「慢性的な病気や健康問題」が「ない」者であっても、「日常生活への支障の程度」がある者を漏れなく把握することができると考えられるほか、より欧州統計局の設問に即したものとなると考える（別添3）。

なお、プレ調査において、欧州統計局の設問では、身体障害者手帳を所持している者などの「公的障害者制度の利用者」のうち「障害のある者」<sup>※1</sup>について相当数捕捉できていることが確認されている<sup>※2</sup>ため、社会生活基本調査においても、同程度の捕捉は可能であると考えている。

※1 プレ調査の欧州統計局の設問における「障害のある者」とは、以下の両方を満たした者のことをいう。

- ・ 健康問題による日常の一般的な活動の支障について、「1. 非常に支障がある」又は「2. ある程度支障がある」と回答した者
- ・ 支障が6か月以上継続している者

※2 「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業報告書」（令和2年3月）（プレ調査に係る事業報告書）抄

- ・ 「公的障害者制度の利用者の中で、各設問による「障害のある者」として捕捉された者の割合は欧州統計局の設問で65.9%となっている。個別具体的な行動の可否が相対的に多い設問になっていることから、様々な支障が把握されやすいとも考えられる。」（なお、ワシントングループの設問では、公的障害者制度の利用者のうち、「障害のある者」として捕捉された者は35.3%、「障害者のない者」として捕捉された者は64.7%となった。）
- ・ 「公的障害者制度の非利用者の中で、各設問による「障害のある者」として捕捉された者の割合が最も高いのは、欧州統計局の設問で13.1%である。欧州統計局の設問は健康問題・慢性疾患に基づく日常的な支障について特に具体例は示さずに概括的に尋ねているため、様々な支障を持つ者が把握されやすいとも考えられる。」（なお、ワシントングループの設問では、公的障害者制度の非利用者のうち、「障害のある者」として捕捉された者は9.5%、「障害のない者」として捕捉された者は90.5%となった。）

## (2) 各設問の位置付け

上記の見直しにより、当初案の「6 ふだんの健康状態」及び「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」の設問は、

「6 ふだんの健康状態」

「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」※表現の変更については（3）参照

「8 日常生活への支障の程度」

の3つの設問により構成されることとなる。また、これらの設問の定義や位置付けについては、ガイドラインに沿ったものとするを前提に、社会生活基本調査としては以下のとおりとする。

「6 ふだんの健康状態」は、広範囲の様々な健康状態（身体的、知的・精神的なものを含み、一時的な風邪や怪我などは除く。）について、調査対象者が自身の生活時間の配分に与える影響があるかを念頭に、概括的に回答するものであり、一般的な健康状態を把握するものである。

「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」は、調査対象者において、6か月続いている又は続くと予想される病気や怪我など（身体的、知的・精神的なものを含む。）を把握するものである。この場合、具体的な期間を定めた何らかの症状の有無を基準とすることから、例えば、「高齢により一般的に想定される程度の身体機能の低下はあるものの、特定の病気などが無い場合」や「事故により四肢の一部を欠損したが治療そのものは完了し痛みなどもなく、定期的に病院に検査に行く必要もない場合」は含まれないものと解する。

「8 日常生活への支障の程度」は、調査票の設計上の都合等から、欧州統計局の設問「③ 日常生活への支障の程度」における2つの質問（「日常生活への支障の有無」及び「6か月以上継続しているか否か」）を1つの設問にまとめたもので、本設問によって「日常生活に支障がある者」を把握するものである。この設問は、様々な健康上の問題（財政的、文化的その他の健康に関連しない原因によるものを除く全て）が6か月以上続いている場合（6か月続くと予想される場合は含まない。）により引き起こされている、世間一般としてイメージされる日常生活（通常の活動）を送る上で生じる支障の程度を把握するものである。

### (3) 設問の表現に係る修正

設問の表現については、同部会での御指摘を踏まえ、「7 慢性的な健康問題」を「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」に修正することとしたい（別添2）。これにより、設問の内容をより正確に表現するものとなり、調査対象者がより正確に回答できるものとなると考える。また、上記2で記載したガイドラインの留意事項のとおり、調査票に健康問題の具体的な概念や病気の具体例を記載することは避けるべきであることから、詳細な説明については、調査員が使用する手引等で対応することとしたい。

なお、本修正は、3つの設問それぞれのカテゴリーにどのような人が該当するかを整理し、その方々に記入いただくために適切な表現になっているか検討し、作成した。

### (4) その他

上記の見直しにより、集計事項が一部修正となることから、集計事項を別添4のとおり修正することとしたい。

## <追加審査事項>

「6 ふだんの健康状態」は、年齢に関係なく報告者全員に回答を求めているのに、今回追加する「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」は、15歳以上の人に回答を求めている。なぜ15歳以上を調査の対象とするのか。

今回修正案としてお示しした「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」及び「8 日常生活への支障の程度」は、「第Ⅲ期基本計画」や「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」（インクルーシブ雇用議連）の提言を踏まえた統計データの整備を行うため、社会生活基本調査として必要な把握を行うものである。特に、インクルーシブ雇用議連からは障害者の「雇用と就労」についての総合的な実態を把握することが求められていたことを踏まえ、同調査の就業に関する設問に合わせて対象を15歳以上として把握することが適当であると判断した。

なお、欧州統計局の「EU統一生活時間調査（HETUS）2018 ガイドライン」においても、当該設問の対象年齢は15歳以上とされているところ。

※ 「6 ふだんの健康状態」は、調査対象者が自身の生活時間の配分に与える影響を念頭に、概括的な健康状態を回答し、それにより一般的な健康状態を把握する調査事項である。

これに対して、今回修正案としてお示しした「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」は、調査対象者における具体的な期限を定めた何らかの症状の有無について回答いただく調査事項であり、「8 日常生活への支障の程度」は、調査対象者の健康上の問題が、世間一般としてイメージされる日常生活を送る上で生じる支障の程度を回答いただく調査事項である。

<御指摘事項②>

変更案の調査票A「21 学習・自己啓発・訓練について」の「(3) どのような方法でしましたか」の選択肢「ハローワークを通じた職業訓練など」について、以下の指摘を踏まえて再度検討する必要がある。

- ・ 行動者割合が低いことを理由に削除しているが、失業者が職業訓練を受けていることを踏まえると、人口に対する失業者の割合は1.8%程度なので、そこまで低くないのではないか。また、職業訓練は公費が入っている国の政策であり、EBPMの流れを考えると、政策判断のデータにもなり得るものであり、削除については、慎重に検討された方がいいのではないか。
- ・ 厚生労働省のどこの部局に問い合わせたかなどもよるので、各府省が反対しなかったから大丈夫ということでもないのではないか。

調査票A「21 学習・自己啓発・訓練について」の「(3) どのような方法でしましたか」の選択肢「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除することについては、本年5月に各省庁や地方公共団体に削除することへの意見照会を行い、特段の存続要望が確認されなかったところ。

この度、前回の第116回人口・社会統計部会でいただいた御意見を踏まえ、改めて厚生労働省の職業安定局及び人材開発統括官に対して、同部会での御指摘内容を伝えた上で確認したところ、「(社会生活基本調査から、『ハローワークを通じた職業訓練など』の結果数値が得られなくなることについて) 特段の意見はない。」との回答があった。

また、「職業訓練」の状況は厚生労働省でも把握しているほか、能力開発基本調査(厚生労働省)や就業構造基本調査(総務省)において既に調査されており代替性が確保されていることも踏まえ、社会生活基本調査からは削除することとしたい。

(参考1)【能力開発基本調査】(厚生労働省)

(2) どのような自己啓発を行いましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

専修学校、各種学校の講座の受講	1
高等専門学校、大学、大学院の講座の受講	2
民間教育訓練機関(民間企業、公益法人、各種団体)の講習会、セミナーへの参加	3
公共職業能力開発施設 <sup>*24</sup> の講座の受講	4
<del>社内の自主的な勉強会、研究会への参加</del>	5
社外の勉強会、研究会への参加	6
通信教育の受講	7
ラジオ、テレビ、専門書、インターネット等による自学、自習	8
その他	9

(参考2)【就業構造基本調査】(総務省)

Eの2 訓練や自己啓発の 種類  (行ったものすべてにマーク)	勤め先での研修	大学・大学院の講座の受講	専修学校・各種学校の講座の受講	公共職業能力開発施設 の講座の受講	講習会・セミナーの傍聴	勉強会・研修会への参加	通信教育の受講	自学・自習	その他
	(勤め先が実施したもの) → (自発的に行ったもの) → ↳ うち公的助成のあったもの →	<input type="checkbox"/>							
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(F欄へ)

<御指摘事項③>

削除案の「自家用車の有無」について、前回の調査において自家用車の有無別で時間利用の仕方がどのように変わっているのか示されたい。

削除案としている「自家用車の有無」については、前回の第116回人口・社会統計部会において、当該調査事項に係る生活様式の違いによって、一部の生活行動にある程度の差は見られるものの、傾向的な違いは見られないと御説明させていただいたところ。

実際に、平成28年社会生活基本調査における「自家用車の有無」別、「行動の種類」別の総平均時間（表1）をみると、行動の種類のうち、特に「仕事」において差が出ていることが分かる。

表1 自家用車の有無別の行動の種類別総平均時間（週全体、総数）

	総数			差(ありーなし)
	自家用車あり	自家用車なし		
15歳以上推定人口(千人)	107806	84331	20890	63441
睡眠	457	453	471	-18
身の回りの用事	82	81	88	-7
食事	101	99	105	-6
仕事	224	237	176	61
家事	87	88	84	4
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	138	131	169	-38
休養・くつろぎ	96	95	103	-8

※行動の種類は、自家用車の有無（総数）の総平均時間が60分以上のもの

しかしながら、「仕事」の生活時間が自家用車の有無別で差が出ているのは、「自家用車の有無」とは別の属性情報が影響していると考えられ、例えば、自家用車の有無別に有業者・無業者の比率（表2）をみてみると、「自家用車なし」の世帯<sup>(※)</sup>では有業者と無業者の割合はほぼ同じであったが、「自家用車あり」の世帯では約7割を「有業者」が占めていることが分かる。

そこで、有業者、無業者それぞれに分けて自家用車の有無別の生活時間（表3、4）をみてみると、有業者、無業者とも「仕事」に係る生活時間に差がなくなっていることが分かる。つまり、自家用車の有無別で差が出ていた「仕事」時間は、自家用車の保有状況ではなく、就業状態に起因したものであり、自家用車の有無別それぞれに占める有業者の割合の違いにより、自家用車の保有状況が影響しているように見えることによるものと考えられる。

(※) ここでいう「世帯」とは、当該世帯に属する世帯員のことをいう。以下同じ。

表2 自家用車の有無別有業者・無業者数と構成比（週全体平均、男女総数）

	総数		自家用車あり		自家用車なし	
	推定人口(千人)	構成比(%)	推定人口(千人)	構成比(%)	推定人口(千人)	構成比(%)
15歳以上総数	107806	100.0	84331	100.0	20890	100.0
有業	67291	62.4	55574	65.9	10298	49.3
無業	40174	37.3	28576	33.9	10457	50.1

※15歳以上総数には、自家用車が不詳も含む

表3 自家用車の有無別の行動の種類別総平均時間（週全体、有業）

(分)

	総数			差(ありーなし)
	自家用車あり	自家用車なし		
15歳以上推定人口(千人)	67291	55574	10298	45276
睡眠	443	443	443	0
身の回りの用事	79	78	83	-5
食事	94	94	93	1
仕事	355	356	355	1
家事	63	64	52	12
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	100	100	100	0
休養・くつろぎ	86	87	85	2

表4 自家用車の有無別の行動の種類別総平均時間（週全体、無業）

(分)

	総数			差(ありーなし)
	自家用車あり	自家用車なし		
15歳以上推定人口(千人)	40174	28576	10457	18119
睡眠	480	474	497	-23
身の回りの用事	88	86	93	-7
食事	111	109	115	-6
仕事	6	6	4	2
家事	128	133	115	18
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	201	190	234	-44
休養・くつろぎ	113	110	120	-10

以上に加え、前回の第116回人口・社会統計部会においても御説明させていただいたとおり、昨今、自動車の利用方法が多様化しており、自家用車を保有せずに車の利用が簡単に行えるカーシェアリングのサービスなども普及しており、自家用車を保有しているかどうかで生活時間の違いを把握した結果が、ミスリードとなり得る点もある。したがって、当初案のとおり、社会生活基本調査から当該項目を削除することとしたい。